

J M R A 第 1 3 回 定 時 総 会
(第 三 号 議 案)

定 款 改 定 に つ い て

記

(変 更 前)	(変 更 後)
第 5 章 役 員、顧 問 及 び 参 与 (役 員 の 設 置) 第 2 1 条 本 会 は、次 の 役 員 を 置 く。 (1) 理 事 1 0 人 以 上 2 0 人 以 内	第 5 章 役 員、顧 問 及 び 参 与 (役 員 の 設 置) 第 2 1 条 本 会 は、次 の 役 員 を 置 く。 (1) 理 事 1 0 人 以 上 <u>2 5 人 以 内</u>
第 7 章 資 産 及 び 会 計 (収 支 差 額 の 処 分) 第 4 3 条 本 会 の 収 支 決 算 に 差 額 が 生 じ た と き は、総 会 の 決 議 を 得 て、そ の 全 部 又 は 一 部 を 積 み 立 て、又 は 翌 事 業 年 度 に 繰 り 越 す も の と す る。	第 7 章 資 産 及 び 会 計 (収 支 差 額 の 処 分) 第 4 3 条 本 会 の 収 支 決 算 に 差 額 が 生 じ た と き は、総 会 の 決 議 を 得 て、そ の 全 部 又 は 一 部 を 積 み 立 て、又 は 翌 事 業 年 度 に 繰 り 越 す も の と す る。 <u>2 剰 余 金 の 分 配 は 行 わ な い。</u>

以 上